

第2号基準(気体排出口)

特定悪臭物質名 (全13物質)	臭気強度に対応する濃度(ppm)		においの特徴	主な発生源
	A区域	B区域		
	臭気強度 2.5	臭気強度 3.0		
アンモニア	1	2	し尿のようなにおい	畜産事業場, 化成場, し尿処理場
硫化水素	0.02	0.06	腐った卵のようなにおい	畜産事業場, ハルフ製造工場, し尿処理場
トリメチルアミン	0.005	0.02	腐った魚のようなにおい	畜産事業場, 化成場, 水産缶詰製造工場
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	焼付塗装工程を有する事業場
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03		
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07		
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02		
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	0.9	4	刺激的な発酵したにおい	塗装工程を有する事業場
酢酸エチル	3	7	刺激的なシンナーのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
メチルイソブチルケトン	1	3		
トルエン	10	30	ガソリンのようなにおい	
キシレン	1	2	ガソリンのようなにおい	塗装工程又は印刷工程を有する事業場
プロピオン酸	0.03	0.07	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場, 染色工場
規制基準	<p>気体排出口からの悪臭の最大着地濃度地点での値が敷地境界線における規制基準の値と同等となるよう、悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39条)第3条に定める方法により算出した値(次の換算式によって得られた気体排出口からの排出量)</p> $q = 0.108 \times He^2 \cdot Cm$ <p>q: 特定悪臭物質の排出量(Nm<sup>3</sup>/h)                      He: 補正された気体排出口の高さ(m)                      Cm: 敷地境界線における規制基準値(ppm)</p>			